

空知総合振興局海外悪性伝染病警戒本部幹事会 次第

〔 日 時 令和5年4月25日(火)10:30～12:00 〕
〔 場 所 空知総合振興局 4階講堂 〕

1 開 会

2 あいさつ

3 内 容

(1) 北海道における高病原性鳥インフルエンザの発生について

(2) 海外悪性伝染病への対応について

(3) 野鳥の高病原性鳥インフルエンザの対策について

(4) 発生状況及び防疫対応等について

(5) 連絡網 (R5.4.1現在)

4 閉 会

【配布資料】

- 1 資料 1 北海道における高病原性鳥インフルエンザの発生について
- 2 資料 2 海外悪性伝染病への対応について
 - 資料2 海外悪性伝染病への対応について（振興局資料）
 - 参考1 海外悪性伝染病の初動対応・防疫対応
 - 参考2 空知総合振興局対策本部・指揮室
 - 参考3 防疫計画概要（家きん・豚）
 - 参考4 防疫計画（動員）参考事例
- 3 資料 3 野鳥の高病原性鳥インフルエンザ対策について
- 4 資料 4 発生状況及び防疫対応等について
- 5 資料 5 連絡網（R5.4.1現在）
 - ・空知総合振興局家畜伝染病防疫対策連絡体系図
 - ・海外悪性伝染病を疑う疾病が発生した場合の緊急連絡体制（休日）
 - ・「死亡野鳥」に鳥インフルエンザの疑いがあった場合の緊急連絡体制（休日）

北海道における高病原性鳥インフルエンザの発生について

1 発生及び防疫対応状況

ケース	発生事例番号	発生場所	通報日	発生日	飼養羽数	防疫計画	自衛隊要請	空知から 動員	防疫措置(殺処分・消毒等)		撤出制限区 域解除	移動制限区 域解除	亜型
									開始	完了			
R3	北海道1 (全国20)	白老町	R4.4.15	R4.4.16	採卵鶏 517,937羽	1日8時間、3交代制 1シフト約120人、1日約360人 約12日間(殺処分10日+清掃等2日) 消毒ポイント 4ヶ所	有	有	R4.4.16 10時40分	R4.4.27 9時00分	R4.5.14 0時00分	R4.5.19 0時00分	H5N1亜型
R3	北海道2 (全国21)	網走市	R4.4.16	R4.4.16	採卵鶏 115羽 エミュー 486羽	1日8時間、3交代制 1日目約190人、2日目約330人 消毒ポイント 5ヶ所			R4.4.16 17時00分	R4.4.20 23時00分	R4.5.9 18時00分	R4.5.12 0時00分	H5N1亜型
R3	北海道3 (全国23)	釧路市	R4.4.25	R4.4.26	エミュー 99羽	1日8時間、3交代制 1シフト約120人、1日約350人 約2日間(殺処分1日+清掃等1日) 消毒ポイント 2ヶ所			R4.4.26 6時00分	R4.4.27 9時00分	R4.5.9 00時00分	R4.5.19 0時00分	H5N1亜型
R3	北海道4 (全国25)	網走市	R4.5.13	R4.5.14	採卵鶏 759羽	1日6時間、4交代制 1シフト約40人、1日約160人 約2日間(殺処分1日+清掃等1日) 消毒ポイント 5ヶ所			R4.5.14 6時00分	R4.5.15 9時00分	R4.5.30 20時00分	R4.6.6 0時00分	H5N1亜型
R4	北海道1 (全国2)	厚真町	R4.10.27	R4.10.28	肉用鶏 163,474羽	1日8時間、3交代制 1シフト約120人、1日約360人 約7日間(殺処分5日+清掃等2日) 消毒ポイント 7ヶ所		有	R4.10.28 10時30分	R4.11.3 8時00分	R4.11.20 0時00分	R4.11.25 0時00分	H5N1亜型
R4	北海道2 (全国6)	伊達市	R4.11.6	R4.11.7	肉用鶏 144,782羽	1日8時間、3交代制 1シフト約90人、1日約270人 約8日間(殺処分5日+清掃等3日) 消毒ポイント 4ヶ所		有	R4.11.7 14時00分	R4.11.13 8時00分	R4.11.30 0時00分	R4.12.5 0時00分	H5N1亜型
R4	北海道3 (全国82)	千歳市	R5.3.27	R5.3.28	採卵鶏 528,803羽	1日8時間、3交代制 1シフト約210人、1日約630人 約9日間(殺処分7日+清掃等2日) 消毒ポイント 6ヶ所	有	有	R5.3.28 8時00分	R5.4.5 16時00分			H5N1亜型
R4	北海道4 (全国83)	千歳市	R5.4.2	R5.4.3	採卵鶏 378,724羽 (関連農場分含む)	1日8時間、3交代制 1シフト約120人、1日約360人 7日間(殺処分5日+清掃等2日) 消毒ポイント 6ヶ所	有	有	R5.4.3 8時00分	R5.4.11 8時00分	R5.4.25 (予定)	R5.5.6 (予定)	H5N1亜型
R4	北海道5 (全国84)	千歳市	R5.4.6	R5.4.7	採卵鶏 299,804羽	1日8時間、3交代制 1シフト約120人、1日約360人 ※動員人数は 4事例目と合算 約8日間(殺処分5日+清掃等3日) 消毒ポイント 6ヶ所	有	有	R5.4.7 9時00分	R5.4.14 8時00分			H5N1亜型

2 空知総合振興局からの派遣状況

(1) 人事課からの派遣要請

シーズン	R3		R4			
発生事例番号	北海道1 (全国20)	北海道1 (全国2)	北海道2 (全国6)	北海道3 (全国82)	北海道4 (全国83)	北海道5 (全国84)
発生場所	白老町	厚真町	伊達市	千歳市	千歳市	千歳市
派遣期間	R4.4.19～4.24 2泊3日	R4.10.29～10.30 各日1日帰り	R4.11.10～11.11 2泊3日	R5.3.29～4.10 各日1日帰り		
集合施設	白老町総合体育館	厚真町スポーツセンター	伊達市総合体育館	千歳市開拓記念総合武道館		

所 属	派遣人数(延べ)				
総務課	1×2回	1			3
総務課(会計)					4
課税課	1×2回	1			4
納税課	1×2回	1			6
地域創生部地域政策課	1×2回	1			7
保健環境部保健行政室企画総務課					2
保健環境部保健行政室生活衛生課					3
保健環境部保健行政室試験検査課					4
保健環境部保健行政室由仁地域保健支所					1
保健環境部社会福祉課	2×2回	1			9
保健環境部環境生活課	1×2回	1			6
産業振興部商工労働観光課	1×2回	1			5
産業振興部農務課	3×2回	2	2×2回		5
産業振興部調整課	4×2回	3	4×2回		16
産業振興部整備課	3×2回	2	2×2回		6
産業振興部林務課	1×2回	2			11
農業改良普及センター	2×2回				6
農業改良普及センター空知南東部支所					4
農業改良普及センター空知南西部支所		1			1
農業改良普及センター中空知支所		1			
農業改良普及センター北空知支所					
南部耕地出張所					6
東部耕地出張所	3×2回	2	2×2回		7
北部耕地出張所		2			
森林室	2×2回	2			11
札幌建設管理部					1
札幌建設管理部建設行政課		1			8
札幌建設管理部入札契約課	1×2回	1			3
札幌建設管理部建設指導課		1			5
札幌建設管理部用地管理室					1
札幌建設管理部用地課	1×2回	1			6
札幌建設管理部維持管理課	1×2回	1			5
札幌建設管理部事業室					1
札幌建設管理部事業室地域調整課		1			3
札幌建設管理部事業室道路課					2
札幌建設管理部事業室治水課	1×2回				2
札幌建設管理部事業室事業課					6
札幌建設管理部千歳出張所					1
札幌建設管理部岩見沢出張所					5
札幌建設管理部長沼出張所					1
空知教育局					1
計	60	30	20		178

(2) 空知家畜保健衛生所

派遣期間	R4.4.16～R4.4.26	R4.10.28～11.2	R4.11.7～11.11	R5.3.28～4.12
空知家畜保健衛生所	25	10	13	57

(3) 石狩振興局からの要請 (千歳市 発生関係)

- ・石狩振興局からの要請
- ・派遣期間 R5.4.7~4.10 (2日ずつ対応 4/7~4/8、4/9~10)
- ・シフト 夜(23:00~9:15)
- ・派遣者 農務課から3名×2 計6名派遣
- ・内容 集合施設での現地統括・資材在庫管理。農場サブ(主に資機材管理)

(4) 埋却作業監督業務 (千歳市 発生関係)

- ・農政部事業調整課からの要請
- ・派遣期間 R5.4.3~4.7
- ・シフト 6時間交代×4シフト (0:00~6:00、6:00~12:00、12:00~18:00、18:00~0:00)
- ・派遣者 整備課・耕地出張所から責任者、作業者を 15名派遣
責任者(管理職) 6名(各3シフト分通して対応)
作業者 9名(各1シフト分対応)
- ・内容 埋却作業監督業務

(5) フォークリフト運転手 (千歳市 発生関係)

- ・農政部技術普及課からの要請
- ・フォークリフトの運転手として、免許所有の農業改良普及センター等の職員の派遣
- ・派遣期間 R5.4.7~8
- ・シフト 7~8日 朝シフト(9:00~16:00)、8日 夜シフト(0:00~8:30)
- ・派遣者 7~8日 農業改良普及センター北空知支所 2名×2日 (千歳市内に宿泊)
8日 農務課 1名×1日

3 空知管内の高病原性鳥インフルエンザ届出事例

※令和5年4月13日(木)に[]の家きん飼養農場から通報があった事例について整理

- (1) 月日 令和5年4月13日(木)
- (2) 届出者 [] 家きん飼養農場(採卵鶏)
飼養羽数 []羽
- (3) 届出内容 死亡羽数の増加 4/10 4羽、4/11 4羽、4/12 6羽、4/13 100羽
1鶏舎の1ロットで集中して死亡
- (4) 対応状況(経過)

8:40 異常家きんの届出 農場 → 家保
8:50 異常家きんの届出 家保 → 農務課
家保 → []
8:55 農務課内周知。局長、副局長、総務課、調整課、整備課、普及Cに周知。
9:00 集合施設の確保依頼 農務課 → []
9:05 家保出発(補助として、農務課からも1名も出発) 家保・農務課 → 農場に移動
9:30 防疫計画、マニュアル 印刷・配付等
0:00 集合施設配置図([]総合体育館)送信 農務課 → []
10:15 埋却地の現地確認(整備課) → 埋却予定地に移動 12:00に[]役所で、●と業者と集合
10:15 検体搬送者(農務課)移動 12:00農場着予定
10:17 先遣隊派遣者の報告依頼 農務課 → 調整課、整備課
10:30 トラック(4t)、宿泊(現地指揮所対応分) 手配
10:40 農場到着
10:45 集合施設準備(農務課・調整課)振興局 → 集合施設に移動
11:12 千歳市の資材を[]に輸送手配の連絡 畜産振興課 → 農務課
11:15 動員計画打合せ 局長、副局長、総務課、産業振興部長、農務課担当
12:00 Doチャット会議 本庁、農務課、家保
12:10 簡易検査結果報告「陰性」 現地家保→家保
状況は、Doチャット会議内で、この場で情報共有

(5) 対応状況

- ①本庁から派遣者
局農務課 2名 4/13着
現地指揮室(集合施設) 2名 4/13着
- ②集合施設
[]総合体育館([])
農務課、調整課、[]で集合施設に移動(先発で現地確認)
- ③埋却地
予定地 []駐車場跡地([]所有)
整備課、建設業者、[]で埋却場所の現地確認 (12:00 []集合)

④資機材

軽トラ2台、暖房関係、トイレ、コンテナハウス（共成レンテムに発注(本庁経由) 夕方到着予定
千歳市の余った資材を██████に輸送 夕方到着予定
消石灰(1,000袋) 本庁で手配 夕方到着予定

⑤輸送・宿泊・食事

輸送(人) 大型バス3台 準備中
輸送(資材) 4tトラック1台 (岩見沢通運(株) 手配
宿泊 ████████████████████ホテル 10人分手配
食事 @1,000円/1回 準備中

(6) 立入検査結果

・検査職員 空知家畜保健衛生所 1名
・補助 空知総合振興局農務課 1名、██████ 1名
・検査羽数 死亡鶏 11羽、生きた鶏 2羽 計13羽
・検査結果 13羽全て「陰性」
・家保検証 死亡鶏のいたケージの給水ラインに水が無かった。水が飲めず衰弱した可能性あり。
検査後、体重を計ったら通常より痩せていた。
5羽家保に持ち帰り、解剖検査を実施。鳥フルを疑う所見は見られなかった。
農場から原因究明の依頼があり、病性鑑定検査(ウイルス、細菌等)の検査を実施。

海外悪性伝染病への対応について（空知）

令和 5 年(2023年)年 4 月 25 日
北海道空知総合振興局産業振興部

1 最近の発生状況（家きん）

(1) 令和 2 年シーズン

全国 18 県 52 事例 約 971 万羽

道内 令和 3 年 1 月 21 日の千葉県の発生では、赤平市の農場が疫学関連農場となり 637 羽の疑似患畜を殺処分。

(2) 令和 3 年シーズン

全国 12 道県 25 事例 約 189 万羽

道内 令和 4 年 4 月～5 月 白老町 1、網走市 2、釧路市 1 計 4 事例発生
(採卵鶏 2 事例 約 52 万羽、エミュー 2 事例 約 600 羽)

(3) 令和 4 年シーズン

全国 26 道県 84 事例 約 1,771 万羽 ※過去最高

道内 令和 4 年 10 月～11 月 厚真町 1、伊達市 1
令和 5 年 3 月～4 月 千歳市 3 計 5 事例発生
(採卵鶏 3 事例 約 126 万、肉用鶏 2 事例 約 32 万羽)

(参考) 国内における高病原性鳥インフルエンザ発生件数 ※1 シーズン (10 月～9 月)

(単位：万羽)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
全国	24 (204)	0	0	0	6 (27)	0	12 (159)	1 (9)	0	0	52 (971)	25 (189)	84 (1,771)
うち 道内							1 (28)				※ (0.06)	4 (52)	5 (158)
亜型	H5N1				H5N8		H5N6	H5N6			H5N8	H5N1 H5N8	H5N1 H5N2

() 羽数

※疫学関連 道内は H5N1 道外は H5N1

2 組織体制

(1) 空知総合振興局海外悪性伝染病警戒本部

- ・ 本部長：局長
- ・ 幹事会：幹事長 産業振興部長
- ・ 年 2 回程度（春と秋）に警戒本部幹事会を開催

(2) 空知総合振興局家畜伝染病対策本部（案）

- ・ 本部長：局長
- ・ 異常家畜を疑う事例が発生した場合
→ 局対策本部（指揮室）を設置し、対策本部会議の開催
- ・ 疑似患畜決定 → 防疫措置開始

※ 対策本部設置については、海外悪性伝染病が発生し、疑い事例を確認後に設置するため、現時点では対策本部設置要領（案）とする。下線部は、発生した病名を記載。

3 これまでの対応

(1) 発生の未然防止に向けた取組

①高病原性鳥インフルエンザ（家畜保健衛生所実施）

ア 定点モニタリング

対象：家きん飼養農場 3戸（R5は2戸） 毎月1回、各10羽を検査

イ 強化モニタリング

対象：100羽以上飼養している家きん飼養農場 3戸 年1回、各10羽を検査

ウ 報告徴求

対象：100羽以上の家きん飼養農場23戸（うち1戸現在飼養無し）

毎月、飼養羽数、死亡羽数及び異常家きんの有無等の報告を徴収

エ 立入検査

対象：100羽以上の家きん飼養農場23戸（うち1戸現在飼養無し）

年1回以上、立入検査を実施。

オ 飼養衛生管理基準の自己点検

家きん飼養者に飼養衛生管理基準の自己点検を実施してもらい、自己点検

結果を毎月家保に報告 R4.10～R5.5まで

②豚熱（家畜保健衛生所実施）

ア 立入検査

対象：豚飼養農場を全戸

年1回以上、立入検査を実施

③共通

ア 広報誌の発行

国内外の悪性伝染病の発生状況、飼養衛生管理基準の遵守等、発生防止に係る注意喚起とし「空知の家畜衛生（号外）」を随時発行

イ 情報提供・啓發文書通知

発生状況、注意・啓發文書等について随時通知

ウ 飼養衛生管理基準に係る研修会の開催

対象：家畜所有者、市町、農協、農済、普及センター

エ 輸移入家畜の着地検査

(2) 発生に備えた取組

①庁内関係部・課等との情報共有

空知総合振興局海外悪性伝染病警戒本部幹事会の開催

特に発生が無ければ、例年 春と秋に1回ずつ

②防疫計画

・家きん：100羽以上の家きん飼養農場毎に作成

・豚：1,000頭以上の豚飼養農場毎に作成

※概要 別添のとおり

区 分		農場数	備 考
家きん	1万羽以上	5	管内最大規模 約11万羽
	1万羽未満	18	
	計	23	
豚	5千頭以上	3	農家戸数は6戸 1戸で3農場の農家あり。3農場合計で 管内最大規模 約10万頭
	5千頭未満	3	
	計	6	

・内容：畜舎の配置・構造、畜舎毎の飼養頭羽数・殺処分～消毒の作業時間・人数、埋却場所、消毒ポイント、必要資材・量・調達方法、現地集合施設 等

③防疫対応マニュアル作成

- ・空知総合振興局高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対応マニュアル（令和2年3月16日最終改正）
- ・空知総合振興局豚熱及びアフリカ豚熱防疫対応マニュアル（令和2年3月16日制定）

④埋却協定

一般社団法人空知建設業協会と空知総合振興局で「家畜伝染病発生時における埋却等業務に関する協定」を締結 締結日：平成29年3月31日

⑤防疫演習等の実施

	開催月日	開催場所	参集範囲	内 容
家畜伝染病の防疫訓練	R4.9.6(火) 14:00～16:30	振興局4階講堂	農務課、家保	防疫対応、野鳥通報時の対応、農務課内の役割分担、防疫衣着脱、9/30防疫訓練の検討
高病原性鳥インフルエンザ防疫訓練	R4.9.30(金) 13:00～16:00	由仁町文化交流館 由仁町有地	建設協会・建設業者、各市町、警察署、陸上自衛隊、振興局、関係機関	集合施設の運営（防疫衣着脱含む）埋却作業の実演 参加者 120名
高病原性鳥インフルエンザ図上訓練	R4.12.1(木) 13:00～15:30	家保	家保	通報から殺処分完了までタイムライン確認
高病原性鳥インフルエンザ防疫訓練（初動対応）	R5.1.20(金) 9:30～12:00	振興局5階会議室	農務課、家保	管内最大の家きん飼養農家を想定し、初動対応の流れ及び作業の内容を各担当毎に確認。
検体輸送等の訓練	R5.1.27(金) 10:00～12:00	家保駐車場	農務課、家保	検体輸送方法及び発電機等の動力機械の動作確認

⑥家きん飼養農家への緊急消毒の実施

知事の告示により、100羽以上の家きん飼養農家に対し、緊急消毒の実施を命令するとともに、対象農家に対し、道で消毒薬を購入し配付。

1回目 令和4年11月20日～令和4年12月31日

2回目 令和5年3月10日～令和5年5月10日

4 今後の対応

(1) 空知総合振興局海外悪性伝染病警戒本部幹事会の開催

- ・春と秋の年2回、他随時

(2) 防疫訓練等の実施

①防疫訓練の実実施計画

- ・開催月日 令和5年9月頃
- ・開催場所 芦別市内（予定）
- ・内 容 集合施設の設置運営及び情報伝達訓練
- ・参集範囲 各市町、空知総合振興局 等

②その他

- ・今後、検討

(3) 防疫計画の整理（随時）

- ・現地確認等を実施し、既に作成している防疫計画の整理を行う。

(4) その他

- ・空知総合振興局海外悪性伝染病警戒本部構成員及び市町等への情報提供を継続
- ・飼養衛生管理基準の遵守について指導・啓発を継続

5 発生状況

農林水産省等のホームページで随時発生状況が確認できます。

○鳥インフルエンザに関する情報

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>

○高病原性鳥インフルエンザに関する情報（環境省）

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/

○豚熱(CSF)について

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/>

○アフリカ豚熱(ASF)について

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/asf/html>

○アフリカ豚熱ウイルス遺伝子検査陽性事例（農林水産省動物検疫所）

https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/asf_positive_97_jpn.pdf

○口蹄疫に関する情報

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/

野鳥の高病原性鳥インフルエンザについて

【令和4年シーズン（令和4年10月～令和5年9月）対応状況】

■ 鳥類生息状況調査

＜概要＞ 渡り鳥の飛来状況や野鳥の生息状況及び異常の発生について調査及び情報収集するとともに、対応レベルに応じて監視等を強化

＜R4シーズン対応状況＞

○ R4.9.29～10.6 神奈川県での発生*を受け「対応レベル2」（監視強化）

※ 国では、本年6月以降、感染が確認されていなかったことから、本件をR4シーズン案件として扱っている。

○ R4.10.7～ 宮城県での発生を受け「対応レベル3」（最高レベル、監視強化）

■ 死亡野鳥等調査

＜概要＞ 野鳥の死亡個体について、簡易キットによるA型鳥インフルエンザウイルス検査（簡易検査）を実施

＜R4シーズン対応状況＞（R5.4.21 15:00 現在）

○ 検査件数（北海道実施分）：88 例 99 羽（うち簡易検査陽性 13 例、高病原性確認 14 例）

○ 空知管内での検査状況：1 例 1 羽（赤平市内 うち簡易検査陽性 1 例、高病原性確認 1 例）

○ 野鳥での高病原性確認事例：国内 240 例、道内 38 例（環境省所管分及び糞便調査等含む）

○ 哺乳類での高病原性確認事例：国内 1 例 1 頭（札幌市 キツネ 北海道大学独自調査）

【参考：道内における野鳥の高病原性確認件数】

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
高病原性	10	0	0	0	0	0	10	0	0	0	3	70	38

■ 野鳥監視重点区域調査

＜概要＞ ・野鳥における高病原性鳥インフルエンザが確認された場合、環境省は回収地点から半径 10km 以内を野鳥監視重点区域に指定

・当該区域において、3日間程度、大量死等の異常、野鳥の生息状況等を調査

＜R4シーズン対応状況＞

空知管内を含め、いずれの区域においても、大量死等の異常は確認されなかった。

冬鳥の渡りが飛去する5月下旬頃までは特に警戒が必要

■ 普及啓発

○ 高病原性の発生状況や野鳥との接し方などについてホームページ、SNSによる発信

○ 住民等への周知や飼育鳥の扱い等について市町村、鳥類飼養施設等に通知

報道発表資料の配付日時 4月 4日 (火) 17時00分

発表項目 (行事名)	野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況(高病原性確定、赤平市、道内33例目)について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ 3月26日に赤平市内で回収された死亡野鳥(ハシブトガラス)1羽について、環境省から、4月4日に国立環境研究所で実施した遺伝子検査で高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5亜型)が確認された旨、連絡がありました(今シーズン道内33例目)。</p> <p>〈今後の対応〉</p> <p>(1) 空知総合振興局では、野鳥監視重点区域において監視を強化します。なお、現時点で管内において、野鳥の大量死等の異状を認める報告はありません。</p> <p>(2) 回収地点から半径3kmの区域内にある家きん飼養農場については、飼養家きんに異状がない旨を確認済みです。</p> <p>(3) 振興局としては、管内の家きん飼養農場等に対し、農場入口や鶏舎等周囲の定期的な消毒、防鳥ネットなどの野鳥や野生動物の侵入防止対策、異状家きん発見時の早期通報の徹底などについて、引き続き指導するとともに、空知総合振興局海外悪性伝染病警戒本部幹事会構成員には情報共有をもって発生予防対策の徹底を図ります。</p> <p>※別添資料 R4シーズンの野鳥の高病原性鳥インフルエンザ発生状況</p>		
参考	<p>○ 高病原性鳥インフルエンザは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられています。日常生活においては、過度に心配する必要はありません。</p>		
報道(取材)に当たってのお願い	<p>○ 死亡していたり、衰弱している鳥などの野生動物を見つけても、素手で触らない、触った場合は手洗いするなど、死んだ鳥などの野生動物との接し方について注意喚起をお願いします。</p> <p>○ 高病原性鳥インフルエンザ発生防止のため、引き続き、家きん飼養農場における飼養衛生管理の自己点検や消毒の徹底について、積極的な報道による注意喚起をお願いします。</p>		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	北海道(野生動物対策課、畜産振興課)	
担当(連絡先)	<p>・北海道空知総合振興局保健環境部環境生活課(担当者:角谷・齊藤) TEL:0126-20-0160</p> <p>・北海道空知総合振興局産業振興部農務課(担当者:東・海老子) TEL:0126-20-0152</p>		

死んだ鳥などの野生動物を見つけたら

- 死んでいたり、衰弱している野生動物を見つけたときは、素手で触らないようにしましょう。
- 野生動物やその排泄物に触れた後は、手洗いがいじましよう。
- 水辺等に立ち寄って、野鳥の糞を踏んだ場合は、念のために靴底を洗いましよう。

鳥インフルエンザウイルスについて

◇ 同じ場所でたくさんの野鳥が死んでいたら、お住まいの(総合)振興局環境生活課にご連絡ください。

※ 国の基準等に基づき、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われると判断された場合は、(総合)振興局が死体を回収し、感染の有無について検査します。(回収は感染が疑われる場合の検査を目的とするものであり、全ての野生動物の死体を回収するものではありません。)

※ 感染の疑いがない場合は、お住まいの市町村のルールに従い、廃棄物として処分することも可能です。その際は、素手で直接触らず、使い捨て手袋等を使用し、ビニール袋に入れきちんと封をしてください。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した動物との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられています。日常生活においては、過度に心配する必要はありません。

死亡・衰弱野鳥発見時の対応について

死体発見・通報

地域住民等

市役所・町役場
警察署
道路管理者
その他施設管理者

※お知らせいただきたいこと

- ・発見日時
- ・発見場所(わかる範囲でできるだけ詳しく)
- ・鳥の状態(死体(損傷の有無)・衰弱等)
- ・鳥の特徴(大きさ・羽色等わかる範囲で)・数
- ・状況がわかる方(発見者等)の連絡先

鳥の種類・数、損傷程度により廃棄を
お願いすることがあります(加えを含む
小鳥類の検査は、原則として同時又は
同地点3日累計5羽以上で実施*)

*野鳥監視重点区域内では3羽で実施

現場確認・回収

検査の必要性を速やかに判断し、死体の損傷や拡散を防止するため、
発見地区管轄の関係機関等に次の対応をお願いすることがあります

- 1 写真撮影 ①死体発見場所及びその周囲の状況がわかる遠景
②死体の写真(発見した時のままで)
③必要に応じ死体の部分接写(異状のある箇所等)

- 2 データ送信⇒振興局環境生活課へ(回収後の連絡・送信でもOK)
送信時に担当へ電話でご連絡をお願いします
受信確認し次第鳥種、引取り有無を判断し、回答します

- 3 鳥の回収 ①マスク、使い捨て手袋装着
②ビニール袋に手を入れ、死体を掴んで裏返し密閉
③広げておいた別のビニール袋に入れる
④さらに袋に包み、段ボール箱に入れるのが望ましい
⑤手洗い・うがい、靴の泥を落とし、靴底を洗う
※逃げようとする鳥を無理に捕獲する必要はありません。
(通行の支障にならない場所へ移動させ、死亡又は溺死を待ち回収)

- 4 死体の一時保管
※引取りまでの一時保管をお願いすることがあります(藪口、車庫等)

検査又は廃棄

【検査対象外】
・鳥の種類、数が対象外
・死因が明らか(衝突等)
・死体の損傷が著しい
↓
そのまま廃棄(一般廃棄物)

【上記以外・もしくは判断の
つかないもの】
↓
振興局が引取り
(夜間回収の場合は翌朝)
↓
現物確認による判断
↓
廃棄
↓
簡易検査
↓
現場の石灰消毒
(石灰をお渡しし、散布を
お願いすることがあります)

空知総合振興局環境生活課

開庁時(平日8:45~17:30) 0126-20-0045(直通)

閉庁時(土日祝・上記時間外) 0126-20-0200(代表)

電子メール sorachi.kankyo1@pref.hokkaido.lg.jp(データ送信用 スマホからの撮影・送信可能です)

※ 閉庁時は警備会社が応答し、担当へ連絡します。連絡がつかず次第、折り返し担当から電話します。

■対応レベル

表1 発生状況に応じた対応レベルの概要

発生状況	対象地	発生地*周辺(発生地から半径10 km以内)
	通常時	全国
国内単一箇所発生時	対応レベル2	野鳥監視重点区域に指定
国内複数箇所発生時	対応レベル3	
近隣国発生時等	対応レベル2又は3	必要に応じて適切な場所に野鳥監視重点区域を指定

*緊急的に警戒が必要となる簡易検査陽性事例や、家きん等の疑い事例の発生地を含む。

表2 対応レベルの実施内容

対応レベル	鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況の調査				糞便採取調査
		死亡野鳥等調査				
		検査優先種1	検査優先種2	検査優先種3	その他の種	
対応レベル1	情報収集監視	1羽以上	3羽以上	5羽以上	5羽以上	10月から12月にかけて飛来状況に応じて糞便を採取
対応レベル2	監視強化	1羽以上	2羽以上	5羽以上	5羽以上	
対応レベル3	監視強化	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上	
野鳥監視重点区域	監視強化状況調査	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上	

- 死亡野鳥等調査は、同一場所(見渡せる範囲程度を目安とする。)で数日間(おおむね3日間程度)の合計羽数が表の数以上の死亡個体等(衰弱個体を含む。)が発見された場合を基本としてウイルス保有状況の調査を実施する。ただし原因が他の要因であることが明瞭なものは除く。
- 見渡せる範囲程度とはあくまで目安であり、環境によって大きく異なり、具体的な数値を示すのは困難であるので、現場の状況に即して判断して差し支えない。
- すべての種において、重度の神経症状がみられるなど、感染が強く疑われる場合には1羽でも検査を実施する。特に野鳥監視重点区域では、感染確認鳥類の近くで死亡していたなど、感染が疑われる状況があった場合には1羽でも検査を実施する。

■検査優先種

表3 検査優先種

環境省所管種

(9目11科)

検査優先種1 (18種)		
カモ目カモ科 ヒシクイ マガン シジュウカラガン コクチョウ* コブハクチョウ* コハクチョウ オオハクチョウ オシドリ ヒドリガモ キンクロハジロ カイツブリ目カイツブリ科 カイツブリ カンムリカイツブリ	北海道所管種 亜種オオヒシクイ	ツル目ツル科 マナヅル ナベヅル チドリ目カモメ科 ユリカモメ タカ目タカ科 オオタカ ノスリ ハヤブサ目ハヤブサ科 ハヤブサ 重度の神経症状**が観察され た水鳥類
主に早期発見を目的とする。 高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5 亜型) に感受性が高く、死亡野鳥等調査で検出しやすいと考えられる種。 死亡野鳥等調査で、平成22年度及び28年度、令和2年度の発生時を合わせた感染確認率が5%以上であった種。		
検査優先種2 (9種)		
カモ目カモ科 マガモ オナガガモ トモエガモ ホシハジロ スズガモ	タカ目タカ科 オジロワシ オオワシ クマタカ フクロウ目フクロウ科 フクロウ	さらに発見の可能性を高めることを目的とする。 過去に日本、韓国等において死亡野鳥で感染確認のある種を含める。
検査優先種3		
カモ目カモ科 カルガモ、コガモ等(検査優先種1、2以外全種) カイツブリ目カイツブリ科 ハジロカイツブリ等(検査優先種1、2以外全種) カツオドリ目ウ科 カワウ ペリカン目サギ科 アオサギ ツル目ツル科 タンチョウ等 (検査優先種1以外全種) ツル目タイナ科 オオバン	チドリ目カモメ科 ウミネコ、セグロカモメ等 (検査優先種1、2以外全種) タカ目ミサゴ科 ミサゴ タカ目タカ科 トビ等(検査優先種1、2以外全種) フクロウ目フクロウ科 コミミズク等(検査優先種1、2以外全種) ハヤブサ目ハヤブサ科 チョウゲンボウ等(検査優先種1、2以外全種)	感染の広がりを把握することを目的とする。 水辺で生息する鳥類としてカワウやアオサギ、検査優先種1あるいは2に含まれないカモ科、カイツブリ科、ツル科、カモメ科の種を、また鳥類を捕食する種として検査優先種1あるいは2に含まれないタカ目、フクロウ目、ハヤブサ目の種を対象とした。
その他の種		

上記以外の鳥種すべて。

猛禽類及びカラス類以外の陸鳥類については、国内での感染が確認されておらず、海外でも感染例は多くないことから、その他の種とする。

野鳥監視重点区域においては、3羽以上の死亡がみられた場合の他、感染確認鳥類の近くで死亡していたなど、感染が疑われる状況があった場合には1羽でも検査対象とする。

* 外来種。

** 重度の神経症状とは、首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような状態で、正常に飛翔したり、採食したりすることはできないもの。

※検査優先種については今後の発生状況、知見の集積等により見直し、毎年シーズンの始めに環境省から通知する。シーズン中も状況に応じて追加、通知する。都道府県等は、この検査優先種を基本として地域の事情に合わせ独自の選定により適切な対応をすることを妨げない。

※検査優先種については、必ずしも感受性が高い種のみを選定しているわけではなく、発見しやすさや、海外や近縁種での感染例による予防的な選定等も含む。

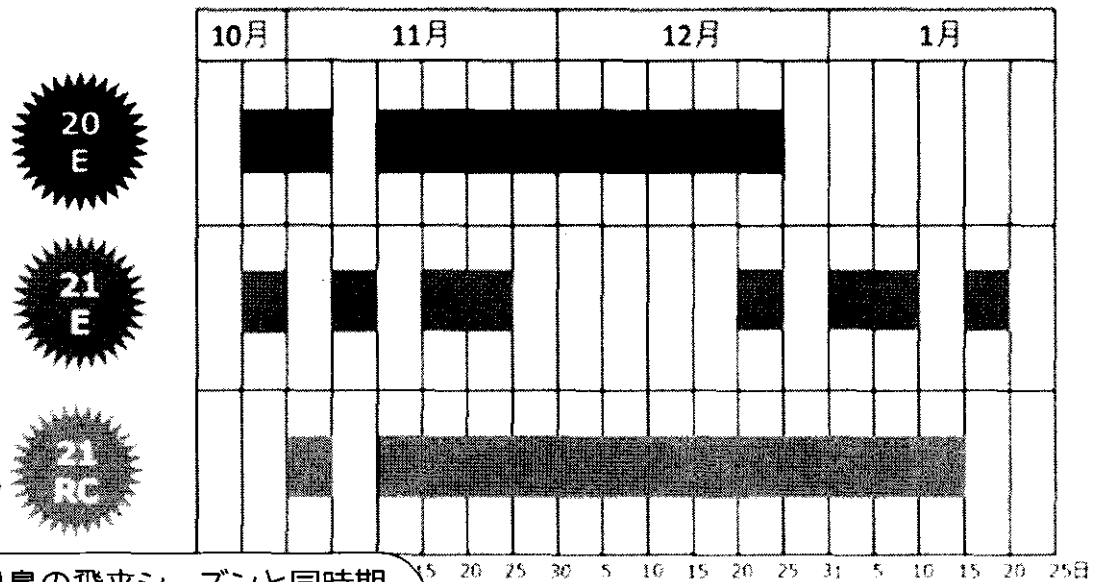
※検査優先種1に該当しない希少種について、その希少性や生息状況等によっては、表2に示す羽数でなくても把握をすべき場合も想定されることから、必要に応じて、地方環境事務所に相談する(地方環境事務所は必要に応じて本省野生生物課に相談して対応する。)

空知総合振興局海外悪性伝染病警戒本部幹事会
発生状況及び防疫対応等について

令和5年4月25日
空知家畜保健衛生所

家きんの高病原性鳥インフルエンザについて

今シーズンの日本へのウイルスの推定移動経路①

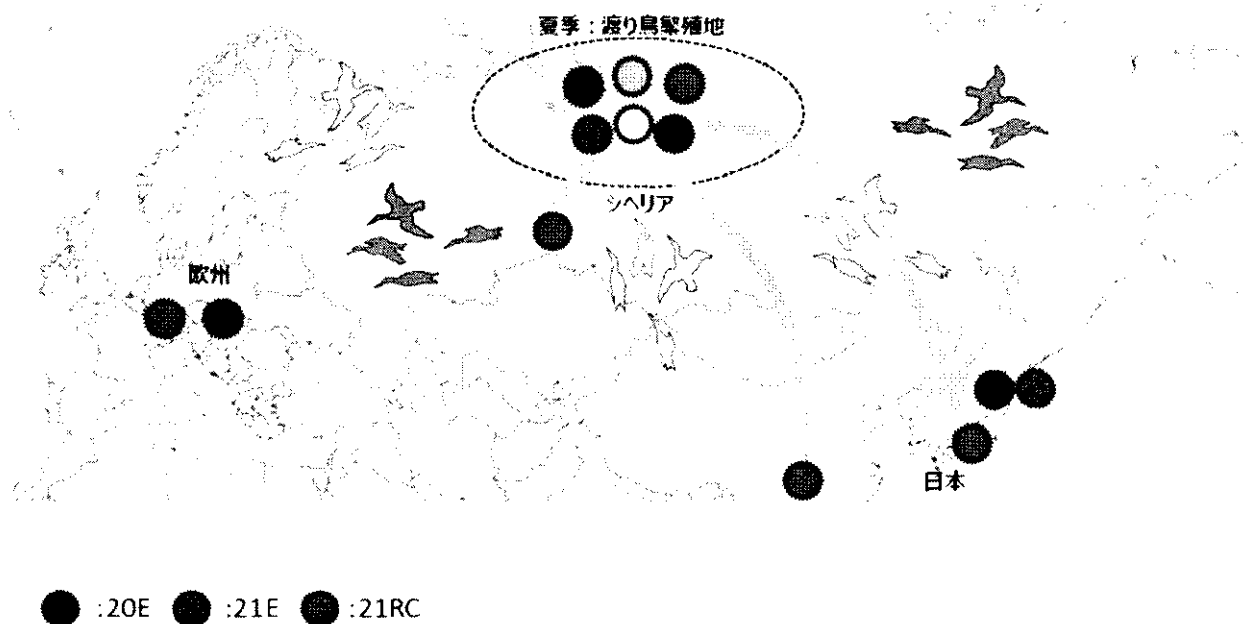


渡り鳥の飛来シーズンと同時期にHPAIの発生及びHPAIウイルスが検出
 →2021年シーズンのウイルスが繁殖地のシベリアで維持された後、渡り鳥が国内に持ち込んだ可能性

20E : 2020-2021年冬季欧州分離HPAIVグループ
 21E : 2021-2022年欧州分離HPAIVグループ
 1RC : 2021年西シベリア及び中国分離HPAIVグループ

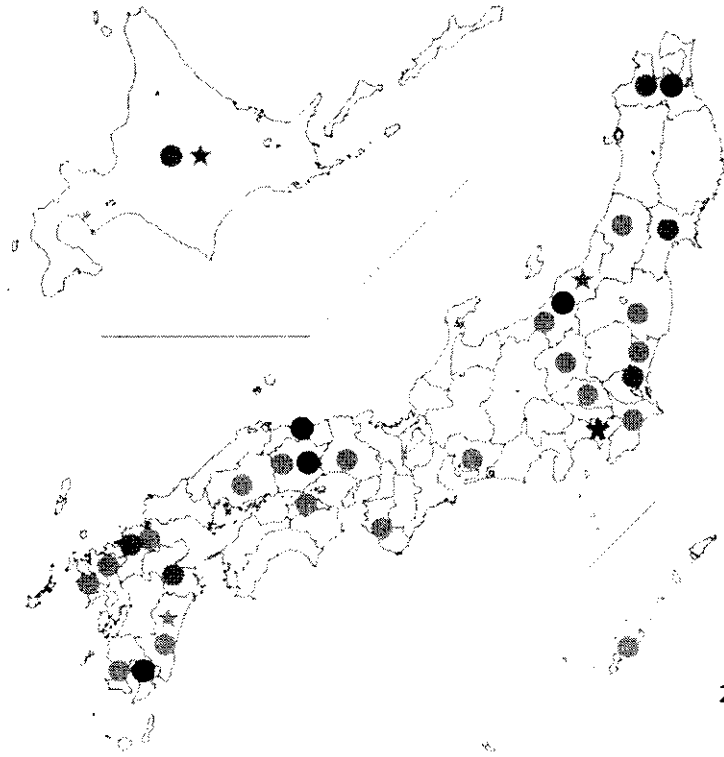
出典：(研究成果) 2022年シーズン高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝的特徴（農研機構）

今シーズンの日本へのウイルスの推定移動経路②



出典：(研究成果) 2022年シーズン高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝的特徴（農研機構）

今シーズンの日本へのウイルスの推定移動経路③



家さん 野鳥

- 20E : ● ★
- 21E : ● ☆
- 21RC : ● ☆

出典：(研究成果) 2022年シーズン高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝的特徴 (農研機構)

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生状況

令和4年度 国内における高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ発生状況 **MAFF** 農林水産省

○家きん 26道県84事例

道県	発生場所	発生日	種別	羽数(約)	病原性
1	岡山県倉敷市	10/20	養鶏場	17万羽	H5N1
2	北海道厚岸町	10/20	肉用鶏	17万羽	H5N1
3	香川県観音寺市	11/7	養鶏場	4万羽	H5N1
4	茨城県かすみがうら市	11/4	養鶏場	104万羽	H5N1
5	岡山県倉敷市	11/4	養鶏場	51万羽	H5N1
6	北海道伊達市	11/7	肉用鶏	15万羽	H5N1
7	岡山県倉敷市	11/11	養鶏場	3.4万羽	H5N1
8	和歌山県白浜町	11/11	あひる等	約60羽	H5N1
9	兵庫県たつの市	11/13	養鶏場	4.4万羽	H5N1
10	鹿児島県出水市	11/18	養鶏場	12万羽	H5N1
11	新潟県阿賀野町	11/18	肉用鶏	15万羽	H5N1
12	水戸県新里町	11/20	養鶏場	16万羽	H5N1
13	香川県観音寺市	11/20	肉用鶏	12.2万羽	H5N1
14	香川県観音寺市	11/22	肉用鶏	2.4万羽	H5N1
15	香川県観音寺市	11/23	養鶏場	1.4万羽	H5N1
16	宮城県宮城郡	11/23	肉用鶏	2.1万羽	H5N1
17	鹿児島県出水市	11/24	養鶏場	7万羽	H5N1
18	千葉県香取市	11/26	あひる、あいがも	約20羽	H5N1
19	鹿児島県出水市	11/27	養鶏場	47万羽	H5N1
20	福島県伊達市	11/29	肉用鶏	1.7万羽	H5N1
21	和歌山県和歌山市	11/30	養鶏場	4.6万羽	H5N1
22	鳥取県倉吉市	12/1	養鶏場	11万羽	H5N1
23	鹿児島県出水市	12/2	養鶏場	12万羽	H5N1
24	鹿児島県出水市	12/4	養鶏場	3.4万羽	H5N1
25	水戸県新里町	12/5	養鶏場	31万羽	H5N1
26	佐賀県宮田町	12/6	養鶏場	7万羽	H5N1
27	鹿児島県出水市	12/7	養鶏場	6万羽	H5N1
28	福島県喜望峯町	12/7	養鶏場	10万羽	H5N1
29	山形県酒田町	12/8	養鶏場	2.7万羽	H5N1
30	鹿児島県出水市	12/8	養鶏場	6.2万羽	H5N1
31	香川県観音寺市	12/8	あひる、あいがも	約1,000羽	H5N1
32	鹿児島県出水市	12/9	養鶏場	22万羽	H5N1
33	香川県三豊市	12/11	養鶏場	8万羽	H5N1
34	鹿児島県出水市	12/11	養鶏場	2.2万羽	H5N1
35	香川県三豊市	12/15	養鶏場	137万羽	H5N1
36	広島県世田町	12/16	養鶏場	12万羽	H5N1
37	沖縄県宜野湾市	12/16	養鶏場	4.3万羽	H5N1
38	埼玉県草加市	12/17	養鶏場	19.4万羽	H5N1
39	鹿児島県南九州市	12/18	養鶏場	3.5万羽	H5N1
40	福岡県糸島市	12/19	養鶏場	3.4万羽	H5N1
41	鹿児島県阿久根市	12/19	養鶏場	7万羽	H5N1
42	広島県世田町	12/19	養鶏場	18.7万羽	H5N1
43	岡山県津和野町	12/20	あひる、あいがも	2.9万羽	H5N1
44	宮城県日南市	12/21	肉用鶏	5万羽	H5N1
45	鹿児島県阿久根市	12/21	肉用鶏	3.7万羽	H5N1
46	兵庫県高砂市	12/22	養鶏場	2.7万羽	H5N1
47	茨城県笠間市	12/22	養鶏場	11万羽	H5N1
48	福岡県糸島市	12/26	肉用鶏	3.6万羽	H5N1

○飼養鳥 6県10事例

道県	発生場所	発生日	種別	羽数(約)	病原性
1	香川県高松市	11/7	コバハツネコウ	12万羽	H5N1
2	和歌山県白浜町	11/13	モモアゴヘリカシ	13万羽	H5N1
3	和歌山県白浜町	12/4	オリーブスズメ	28万羽	H5N1
4	千葉県野田市	12/7	コバハツネコウ	1.5万羽	H5N1
5	千葉県野田市	12/11	コバハツネコウ	1万羽	H5N1
6	埼玉県宮代町	12/21	ヘドクイワシ	約400羽	H5N1
7	埼玉県宮代町	12/24	コバハツネコウ	130万羽	H5N1
8	埼玉県宮代町	12/24	コバハツネコウ	93万羽	H5N1
9	千葉県野田市	2/11	ツクシカキ	10万羽	H5N1
10	千葉県野田市	2/23	フナゴロウ	83.5万羽	H5N1

殺処分総数約1,771万羽

- 家きん
- ★ 野鳥
- 飼養鳥

発生を防ぐために①

⑤ 消毒強化

令和4年11月に家畜伝染病予防法第9条、令和5年3月に同法第30条に基づく緊急消毒を実施。

緊急消毒の実施

現在、道内では、高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが極めて高い状況が続いています。
本病の発生予防に万全を期すため、家畜伝染病予防法に基づき、緊急消毒を 실시しますので、家畜保健衛生所の指導に従い、消毒の徹底をよろしくお願いいたします。
なお、必要な消毒薬の一部は道が配布します。

1 農場に出入りする車両の消毒を実施  ※特にオリーブオイルの油汚れを要部	消毒薬の例 20043 兼剤 で既用 1000ml 次亜塩素酸系消毒薬 又は 60% 塩素系消毒薬 1000ml 逆性石鹼
2 農場・畜舎に出入り時、長靴、資材等の消毒を実施  ※オリーブオイルの油として油ぬき車	消毒薬 1000ml アルコール系消毒薬
3 畜舎に出入りする者の手指消毒を実施  使い捨てではない手袋も使用する場合、手袋にも同様に消毒しますので忘れずにご注意。	消毒薬 1000ml アルコール系消毒薬

空知家畜保健衛生所 連絡先0126-22-4212

発生を防ぐために②

① 野鳥の飛来防止

- 水場が農場周囲にある場合、忌避テープやテグス、ネット等を設置、ネット穴の修繕

② 野生動物の侵入防止

- 家きんの死体を蓋付きの箱や防鳥ネット等で適切に保管
- 家きん舎へのネズミ・野鳥等の侵入防止のための修繕

③ ウイルスの侵入防止

- 家きん舎専用長靴への履き替え、手指消毒・手袋交換

④ だちょう、エミューは野鳥と接触しない飼養管理

都度、情報提供及び立入検査を実施し、指導。

野鳥、ネズミ等の侵入防止
家畜保健衛生所
10月16日、21日に韓国の家きん飼養農場においてH5N1亜型による発生が確認されました。
本シーズン国内では、すでに複数の野鳥感染事例で、警戒を促してきたところですが、道内全額にウイルスが存在している認識で、ウイルス侵入防止のため、次の対策の徹底をお願いします！

- ① 野鳥の飛来防止
● 水場が農場周囲にある場合、忌避テープやテグス、ネット等を設置、ネット穴の修繕
- ② 野生動物の侵入防止
● 家きんの死体を蓋付きの箱や防鳥ネット等で適切に保管
● 家きん舎へのネズミ・野鳥等の侵入防止のための修繕
- ③ ウイルスの侵入防止
● 家きん舎専用長靴への履き替え、手指消毒・手袋交換
- ④ だちょう、エミューは野鳥と接触しない飼養管理

家畜家きんの早期発見・早期通報！！
北海道家畜保健衛生所
0126-22-4212 @www.murachi.pref.hokkaido.jp

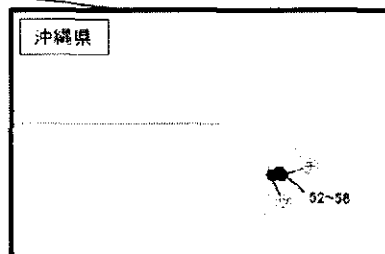
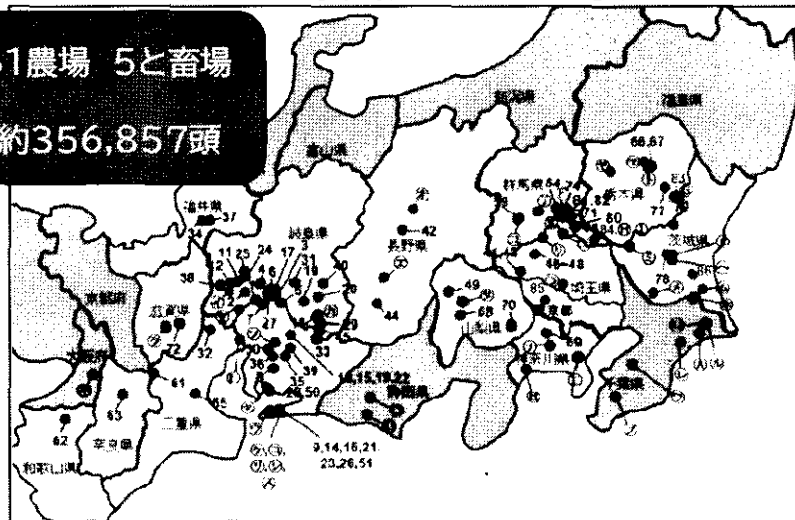
豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫の発生状況

国内における豚熱の発生状況

令和5年3月7日 12時00分現在

豚熱の防疫措置対応(概要)

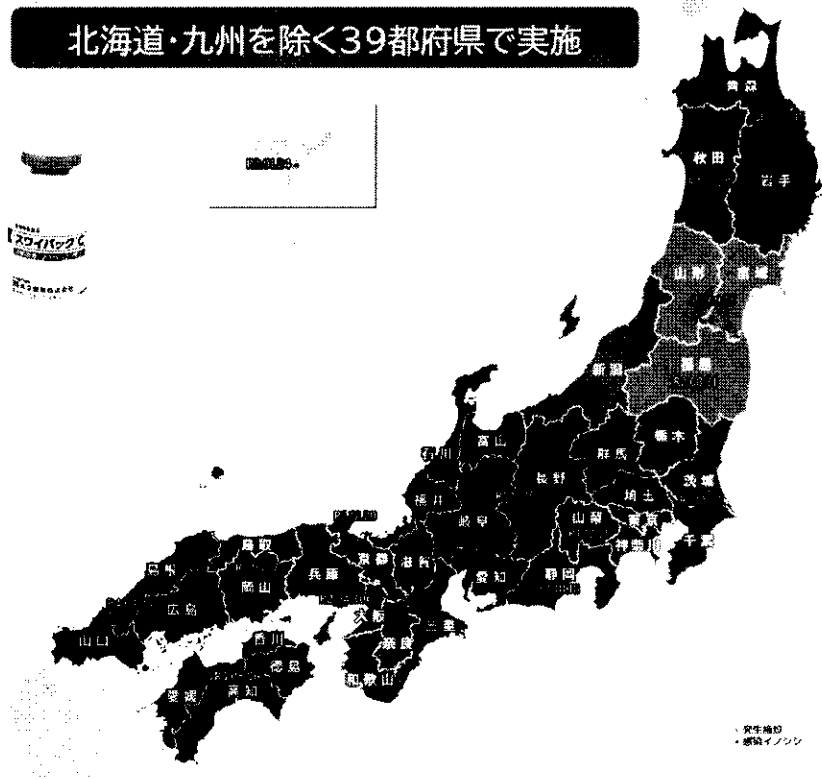
86事例 161農場 5と畜場
殺処分総数約356,857頭



国内における豚熱のワクチンの接種状況

豚熱ワクチン接種推奨地域設定状況

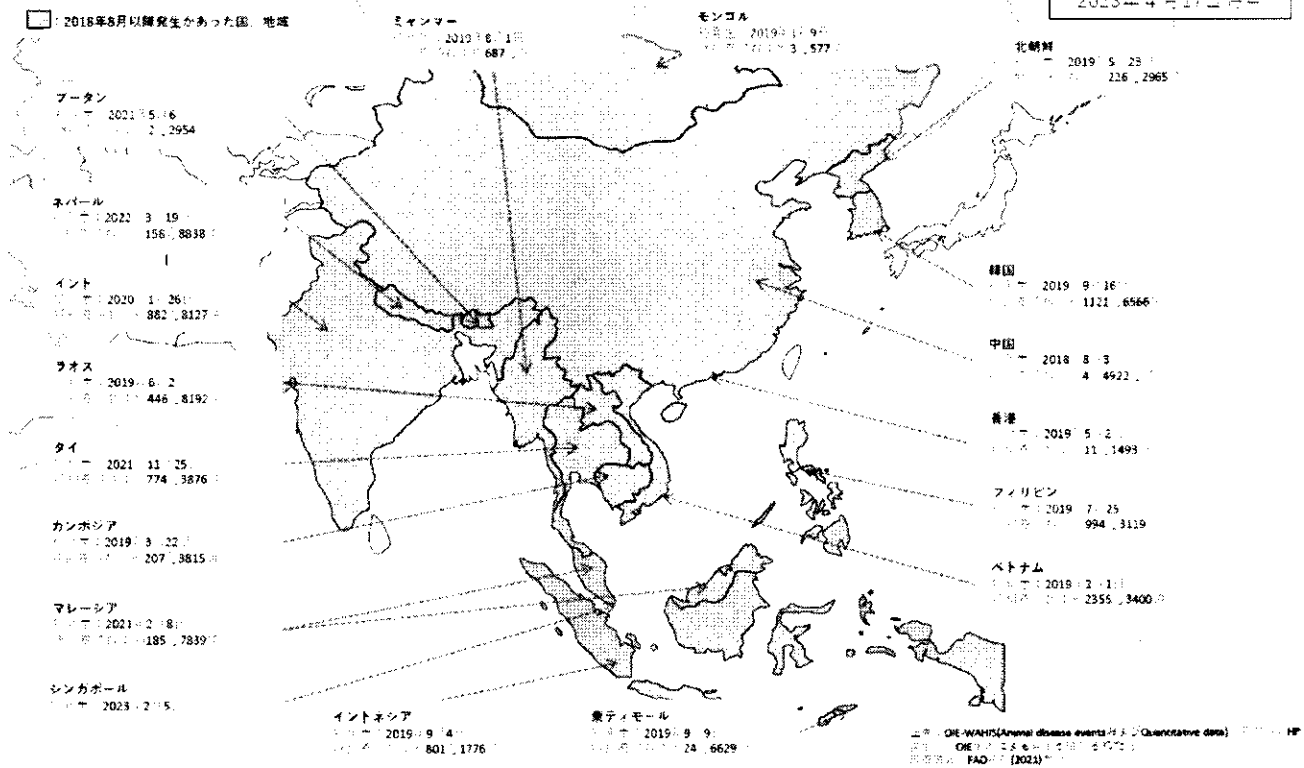
北海道・九州を除く39都府県で実施



発生地域
接種エリア

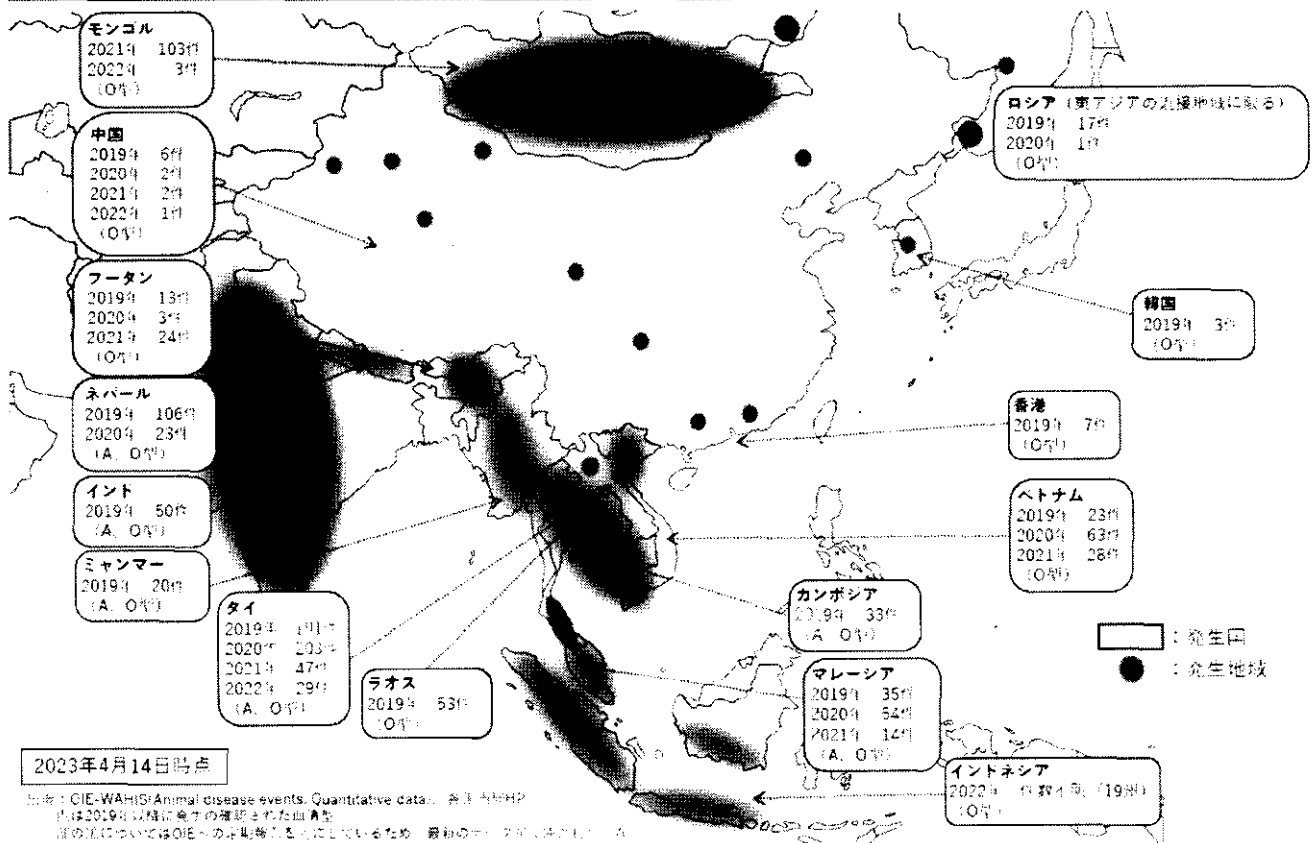
アジアにおけるアフリカ豚熱の発生状況

2023年4月17日時点

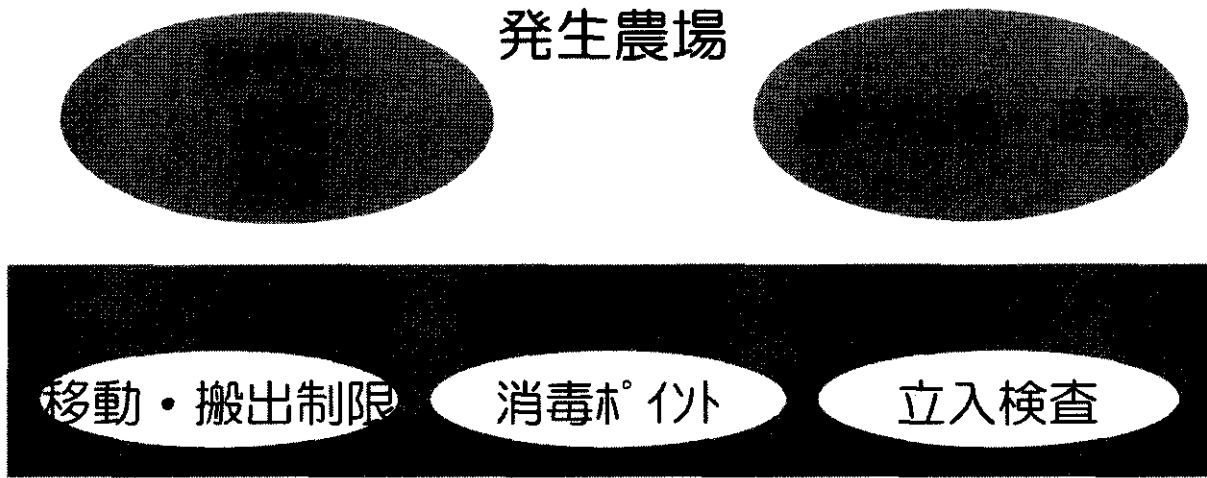


出典: OIE WAHIS (Animal disease events) (非定量的データ) | HP
 提供: OIE (アフリカ豚熱) | FAO (2023)

アジアにおける口蹄疫の発生状況（2019年以降）



特定家畜伝染病発生時の防疫対応



振興局対策本部

現地指揮所

相談対応

人員

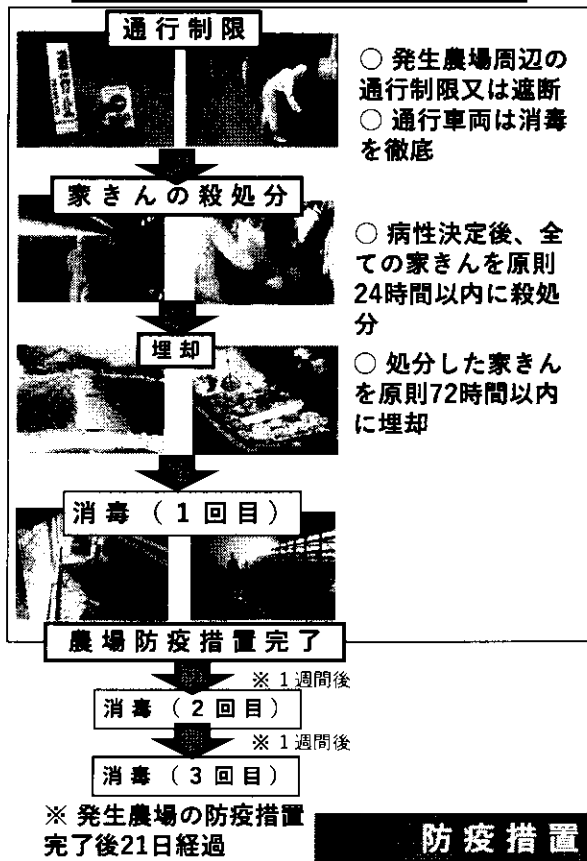
集合施設

情報提供

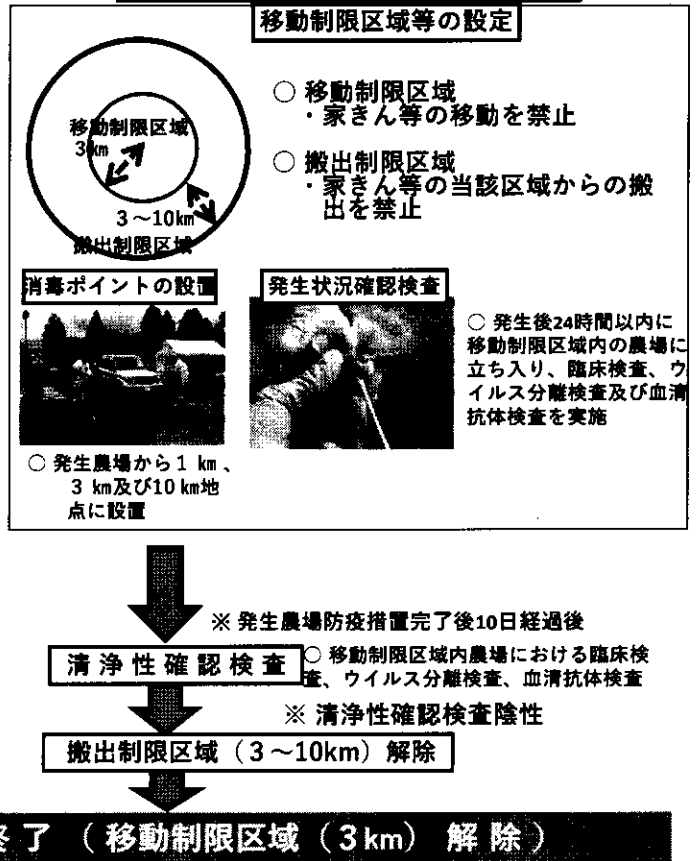
資材

特定家畜伝染病（高病原性鳥インフルエンザ）の防疫対応

発生農場の防疫

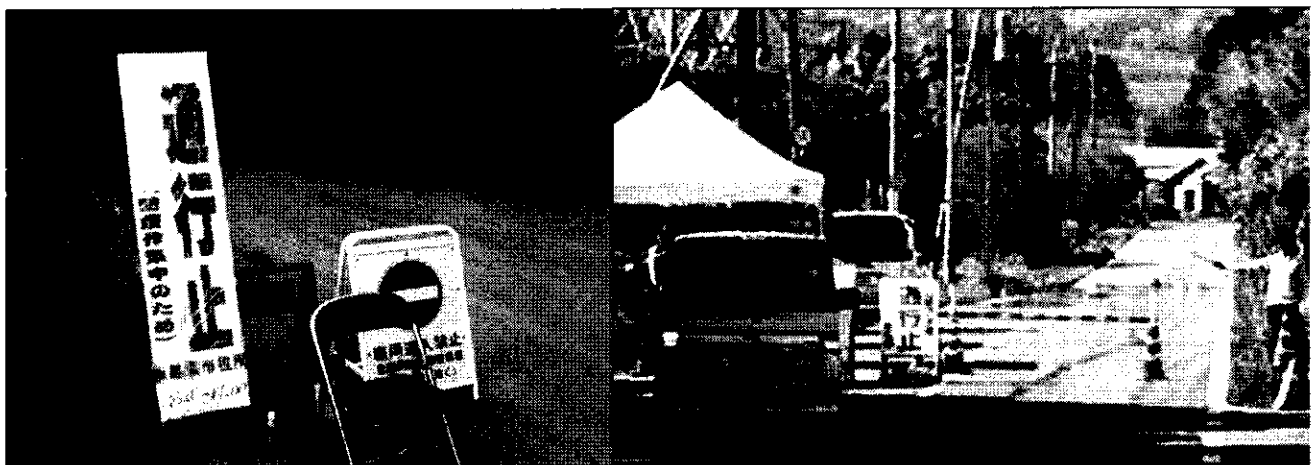


制限区域の防疫



【通行遮断・制限】

農場周囲や汚染の可能性がある場所を通行遮断または制限する。



通行車両による病原体の持ち運びを防ぐ

発生農場の防疫

殺処分、埋却



通行制限

農場の消毒

発生農場から病原体を速やかになくし、まん延を防ぐ

【殺処分】



ガス殺 (鶏、子豚)

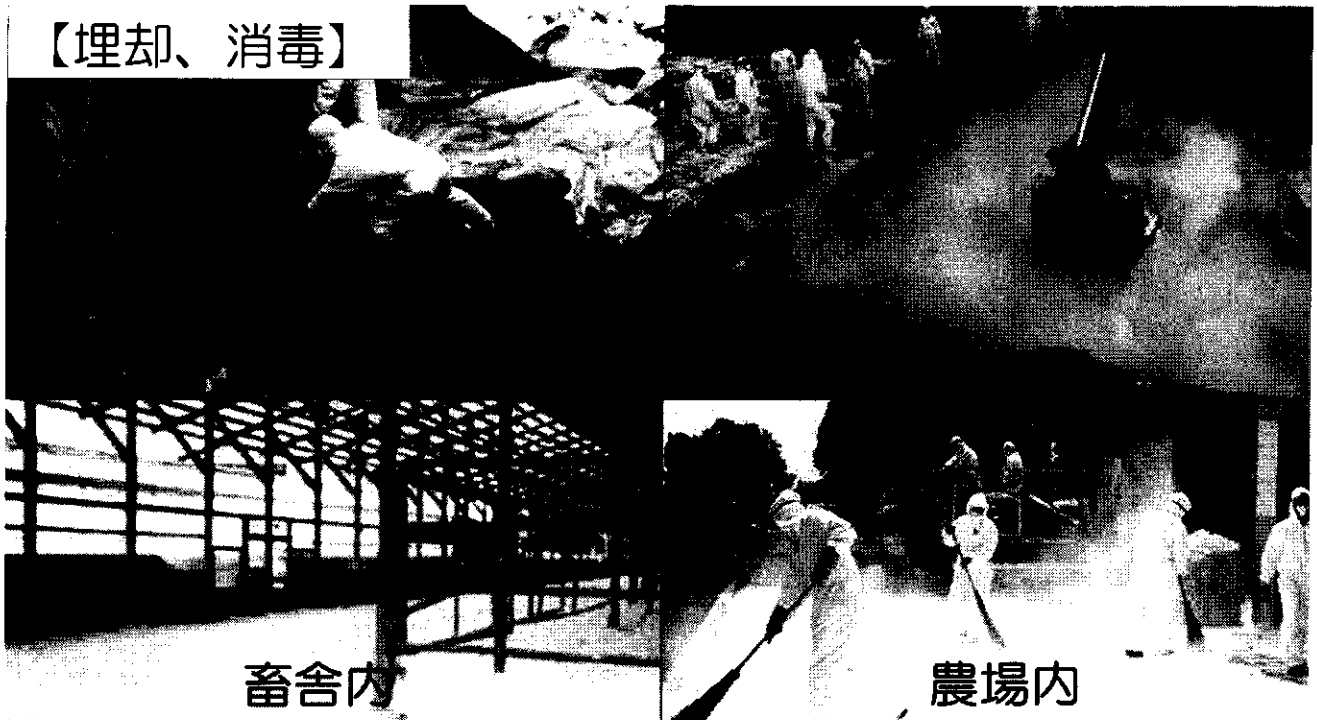
ガス殺 (豚)

薬殺
(牛、豚)

電殺 (豚)

汚染源である患畜・疑似患畜を速やかに陶太
(原則24時間以内)

【埋却、消毒】



畜舎内

農場内

原則72時間以内に死体、糞、
病原体で汚染されている餌等を埋却。
清掃後、残っている病原体を消毒。

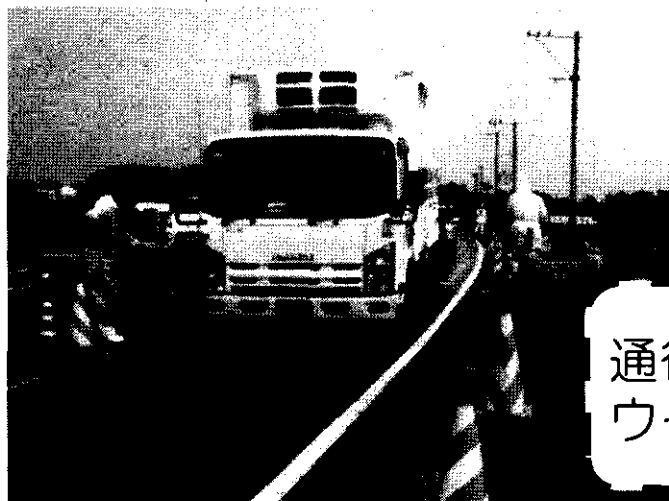
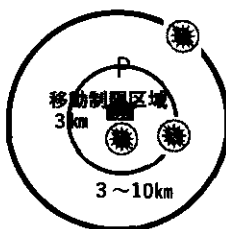
【移動または搬出制限】

	制限区域の半径（原則）	
	移動制限	搬出制限
□蹄疫	10km	20km
高病原性 鳥インフルエンザ	3km	10km
低病原性 鳥インフルエンザ	1km	5km
豚熱 アフリカ豚熱	3km	10km

家畜の移動や市場の開催等を制限し、まん延を防止

【消毒ポイント】

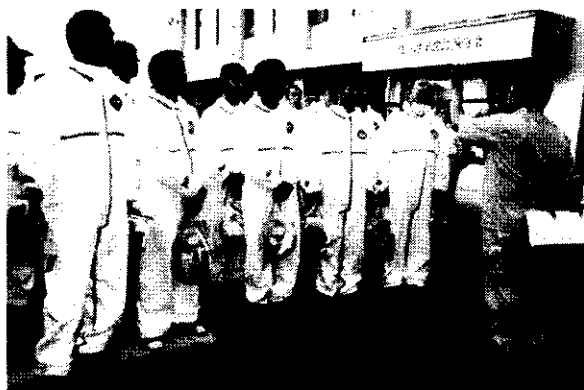
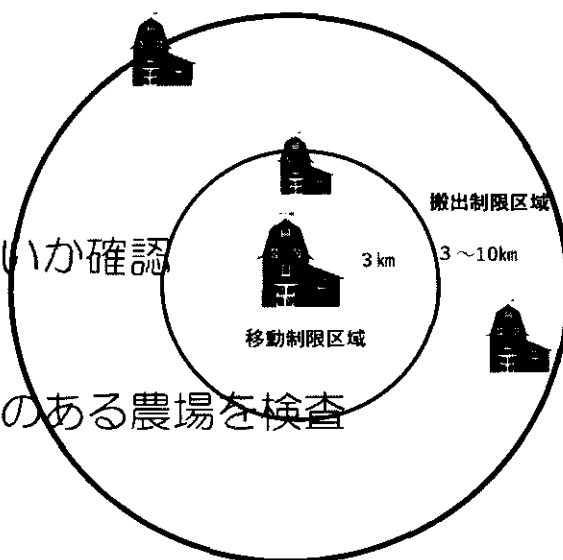
- 設置場所
 - ①発生農場周囲
 - ②移動制限境界
 - ③搬出制限境界



通行車両を消毒し、
ウイルスの持ち運びを防ぐ。

【農場の立入検査】

- 周辺農場
発生時及び防疫対応終了前に、
周辺の農場に感染が広がっていないか確認
- 疫学関連農場
発生後速やかに、発生農場と関連のある農場を検査



空知管内の高病原性鳥インフルエンザの初動対応

参考1

中国、韓国等アジア近隣で発生継続

道：北海道海外悪性伝染病警戒本部

振興局：空知総合振興局海外悪性伝染病警戒本部

本部長：副知事
庶務：畜産振興課

本部長：局長
庶務：農務課

連絡・調整

幹事会

※経過時間は目安

幹事会

異常家きんの届出

10:00(0h)

○死亡羽数の増加など

警戒本部構成員に周知、動員可能人数等の準備

空知家畜保健衛生所の立入検査

11:00(1.0h)

臨床検査、簡易検査の実施

○簡易検査陽性

12:00(2.0h)

上川家畜保健衛生所へ検体搬出・搬入

空知総合振興局高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議開催(1回目)

12:00(2.0h)

対策本部及び指揮室設置、先遣隊による現地調査開始、現地指揮所設置準備

臨床検査、簡易検査、遺伝子検査(H亜型)等の実施

○簡易検査陽性

14:00(4.0h)

空知総合振興局高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議開催(2回目)

14:00(4.0h)

★疑う事例プレスリリース

各班・係の編成リスト作成・防疫準備、現地指揮所設置作業開始、防疫計画精査

○遺伝子検査(H5-7亜型)陽性

24:00(14.0h)

本庁対策本部会議開催

24:00(14.0h)

空知総合振興局高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議開催(3回目)

24:00(14.0h)

★疑似患畜発生プレスリリース

疑似患畜決定

道内で異常家きんの通報、疑似事例の発生

道：北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部

振興局：空知(総合振興局)高病原性鳥インフルエンザ対策本部

本部長：知事
庶務：農政課

本部長：局長
庶務：農務課

連絡・調整

対策本部指揮室

振興局指揮室

連絡・調整

現地指揮所

動物衛生研究部門へ検査依頼(N亜型、病原性判)

道内家きんでの発生

防疫対策実施

24:00(14.0h)

関係省庁・部直へ派遣、協力要請

市町村対策本部

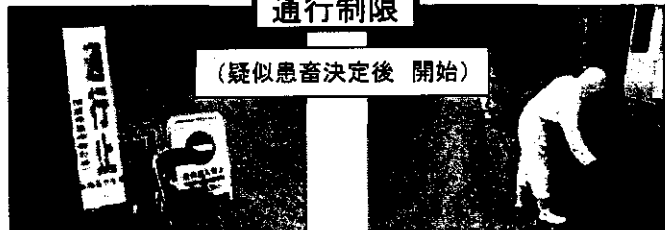
自衛隊・開発局・警察・農業関係団体

高病原性鳥インフルエンザの防疫対応について

発生農場の防疫

通行制限

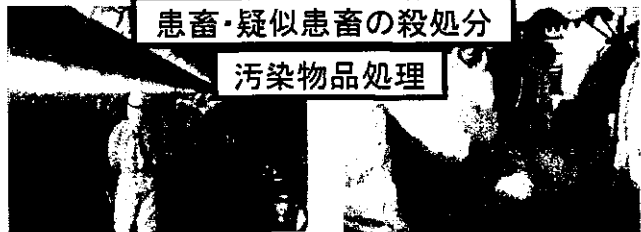
(疑似患畜決定後 開始)



- 発生農場周辺の取り付け道路等の通行制限、通行車両は消毒を徹底、発生場所のバイオセキュリティの確保
- 主な担当: 道(空知総合振興局、農政部他)、警察

患畜・疑似患畜の殺処分

汚染物品処理



- 炭酸ガスを使用
- 主な担当: 道(空知総合振興局、農政部他)、自衛隊

埋却



- 殺処分家さん、汚染物品を埋却
- 主な担当: 道(空知総合振興局、農政部他)、建設業者他

消毒(1回目)



- 消毒薬噴霧、消石灰散布
- 主な担当: 道(空知総合振興局、農政部他)、自衛隊

農場防疫措置完了

※ 1週間後

消毒(2回目)

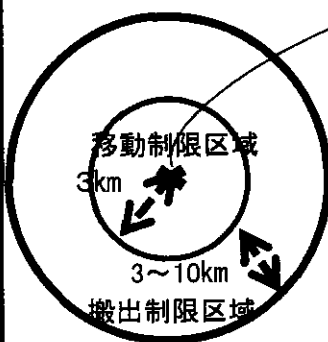
※ 1週間後

消毒(3回目)

制限区域を含めた防疫措置の終了

制限区域の防疫

移動制限区域等の設定



- 発生農場
- 移動制限区域
家さんの生体・死体・鶏卵・排せつ物等、区域内の移動禁止
- 搬出制限区域
家さんの生体・死体・鶏卵・排せつ物等、区域外への移動禁止

*低病原性鳥インフルエンザにあっては移動制限区域は半径1km、搬出制限区域は半径5km

消毒ポイントの設置



- 発生農場から3km及び10km地点に設置
- 主な担当: 振興局、市町村、農協

[消毒ポイント設置(目安)]

- 設置数: 7カ所程度(農場場所、道路状況等によって異なる)
発生農場から3km及び10km地点付近、高速道路出入口、埋却地に設置
- 1ポイント当の配置数: 5名
(内訳 振興局1名、市町村・JA 4名)
※2~3日目からは、ベストコントロール協会に委託(委託準備が整い次第)
- 稼働時間
交通量が多いポイント 24時間
上記以外 8:00~16:00 8h/日

発生状況確認検査

- 移動制限区域の全農場(100羽以上)に立入検査
臨床検査、抗体検査、抗原検査を実施
- 担当: 道(家畜保健衛生所)他
- *低病原性鳥インフルエンザにあっては移動制限区域及び搬出制限区域内

※ 発生状況確認検査陰性

清浄性確認検査

- 発生農場防疫措置完了から10日経過後
- 移動制限区域内の全農場(100羽以上)に立入検査
臨床検査、抗体検査

※ 清浄性確認検査陰性

搬出制限区域(半径3~10km)解除

- 農場の防疫措置完了、清浄性確認検査陰性
- 農林水産省との協議を経て解除

移動制限域(半径3km)解除

- 発生農場の防疫措置完了から21日経過、清浄性確認検査陰性
- 農林水産省との協議を経て解除

豚熱・アフリカ豚熱の侵入防止・発生時初動対応について

侵入防止の徹底、清浄性の確認

北海道海外悪性伝染病警戒本部

本部長：副知事、庶務：農政部畜産振興課

幹事会

総合振興局

海外悪性伝染病警戒本部

本部長：副局長、庶務：農務課

幹事会

- 豚飼養農場に原則年間1回以上の立入検査
 - 飼養衛生管理基準遵守状況の確認、指導
- 輸入、道外から移入される豚の着地検査の徹底
- 清浄性確認のためのモニタリング検査の実施
- 周辺国等での発生状況等に係る情報提供、注意喚起
- 農林水産省と連携した水際検疫に係る注意喚起
 - 空港における広報活動
 - 留学生、外国人技能実習生等関係機関への協力依頼
- 防疫体制の構築、維持、更新

異常家畜の発生、家畜保健衛生所の立入検査

12:00

- 家畜保健衛生所による立入検査
 - 臨床検査、疫学調査
 - 血液検査、病理解剖
- 情報伝達
- 対策本部設置準備



豚熱・アフリカ豚熱疑い事例の発生

16:00

- 精密検査の開始
- 情報伝達
- 対策本部設置
 - 防疫計画検討
 - 動員、資材調達手配開始



豚熱・アフリカ豚熱の発生

翌19:00

発生についてプレスリリース

道内での発生

- 発生農場及び制限区域の防疫措置の開始
- 対策本部設置にあわせ関係機関等へ連絡、協力要請、連携して防疫措置を実施
- 連携する関係機関等
 - 市町村対策本部
 - 地域自衛防疫組織
 - 関係省庁、自衛隊
 - 道内畜産関係機関等
 - 防疫関連協定締結企業、団体等

北海道豚熱(アフリカ豚熱)対策本部

本部長：知事、事務局：農政部農政課

連携

対策本部指揮室

総合振興局豚熱(アフリカ豚熱)対策本部

本部長：総合振興局長、事務局：農務課

総合振興局指揮室

現地指揮所

豚熱・アフリカ豚熱の防疫対応について

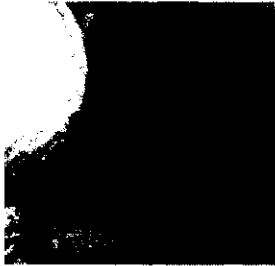
発生農場の防疫

通行制限

- 取り付け道路等の通行制限
- 発生場所のバイオセキュリティの確保



患畜・疑似患畜の殺処分



- 薬殺、電殺、炭酸ガス(子豚)等

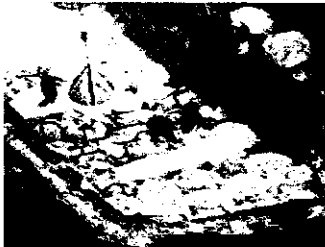


汚染物品処理



- 埋却、堆肥化、一定期間封じ込め等

埋却



消毒(1回目)



- 消毒薬噴霧、消石灰散布

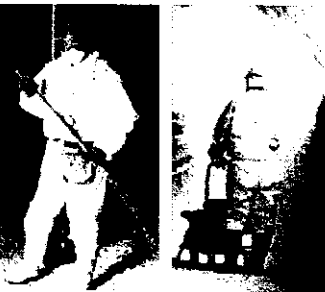
農場防疫措置完了

約1週間後

消毒(2回目)

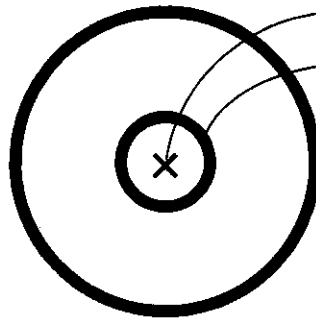
約1週間後

消毒(3回目)



制限区域の防疫

移動制限区域等の設定



- 発生農場
- 移動制限区域 (発生農場から半径3km) 豚の生体・死体・排せつ物等、区域内の移動を禁止
- 搬出制限区域 (発生農場から半径10km) 豚の生体・死体・排せつ物等、区域外への移動を禁止

消毒ポイントの設置



発生状況確認検査

- 移動制限区域の全農場(6頭以上の豚・いのし)に立入検査
- 臨床検査、抗体検査、抗原検査



発生状況確認検査陰性

清浄性確認検査

- 発生農場の防疫措置完了から17日(アフリカ豚熱は11日)経過後
- 移動制限区域の全農場(6頭以上の豚・いのし)に立入検査
- 臨床検査、抗体検査、抗原検査

清浄性確認検査陰性

搬出制限区域(半径3~10km)解除

- 農場の防疫措置完了、清浄性確認検査陰性
- 農林水産省との協議を経て解除

移動制限区域(半径3km)解除

- 発生農場の防疫措置完了から28日(アフリカ豚熱は22日)経過、清浄性確認検査陰性
- 農林水産省との協議を経て解除

制限区域を含めた防疫措置の終了

口蹄疫の侵入防止・発生時初動対応について

侵入防止の徹底、清浄性の確認

北海道海外悪性伝染病警戒本部
本部長：副知事、庶務：農政部畜産振興課

幹事会

各(総合)振興局
海外悪性伝染病警戒本部
本部長：副局長、庶務：農務課

幹事会

- 家畜、家きん飼養農場に原則年間1回以上の立入検査
 - 飼養衛生管理基準遵守状況の確認、指導
- 輸移入家畜等の着地検査の徹底
- 清浄性確認のための検査の実施
- 周辺国等での発生状況等に係る情報提供、注意喚起
- 農林水産省と連携した水際検疫に係る注意喚起
 - 空港における広報活動
 - 留学生、外国人技能実習生等関係機関への協力依頼
- 防疫体制の構築、維持、更新

異常家畜の発生、家畜保健衛生所の立入検査

12:00

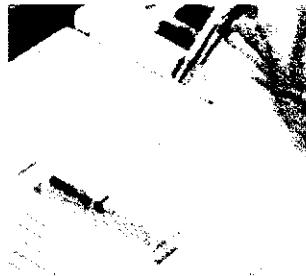
- 家畜保健衛生所による立入検査
 - 臨床検査、疫学調査
 - 血液検査、病理解剖
- 情報伝達
- 対策本部設置準備



疑い事例の発生

14:00

- 精密検査の開始
- 情報伝達
- 対策本部設置
 - 防疫計画検討
 - 動員、資材調達手配開始



患畜又は疑似患畜の発生

翌09:00

患畜又は疑似患畜発生についてプレスリリース

道内での発生

- 発生農場及び制限区域の防疫措置の開始
- 対策本部設置にあわせ関係機関等へ連絡、協力要請、連携して防疫措置を実施
- 連携する関係機関等
 - 市町村対策本部
 - 地域自衛防疫組織
 - 関係省庁、自衛隊
 - 道内畜産関係機関等
 - 防疫関連協定締結企業、団体等

北海道家畜伝染病対策本部

本部長：知事、事務局：農政部農政課

対策本部指揮室

(総合)振興局家畜伝染病対策本部

本部長：(総合)振興局長、事務局：農務課

(総合)振興局指揮室

現地指揮所

口蹄疫の防疫対応について

発生農場の防疫

通行制限

- 取り付け道路等の通行制限
- 発生場所のバイオセキュリティの確保



患畜・疑似患畜の殺処分



- 薬殺、電殺、炭酸ガス(子豚)等



汚染物品処理



- 埋却、堆肥化、一定期間封じ込め等

埋却



消毒(1回目)



- 消毒薬噴霧、消石灰散布

農場防疫措置完了

約1週間後

消毒(2回目)

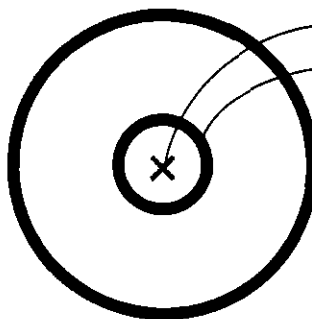
約1週間後

消毒(3回目)



制限区域の防疫

移動制限区域等の設定



- 発生農場
- 移動制限区域 (発生農場から半径10km) 家畜の生体・死体・排せつ物等、区域内の移動を禁止
- 搬出制限区域 (発生農場から半径20km) 家畜の生体・死体・排せつ物等、区域外への移動を禁止

消毒ポイントの設置



発生状況確認検査

- ① ただちに、移動制限区域内の全農場に電話により異状の有無を確認
 - ② 半径1km円内の全農場、移動制限区域内の大規模農場の立入検査、(臨床検査、抗体検査、抗原検査)
 - ③ ②の検査に続いて、移動制限区域内の全農場の立入検査(臨床検査)
②を実施した農場は除く
- * 立入検査の対象は牛、6頭以上の豚・いのし・めん山羊を飼養する農場

発生状況確認検査陰性

清浄性確認検査

- 発生農場の防疫措置完了から10日経過後
- 移動制限区域の全農場(牛、6頭以上の豚・いのし・めん山羊)に立入検査
- 臨床検査、抗体検査

清浄性確認検査陰性

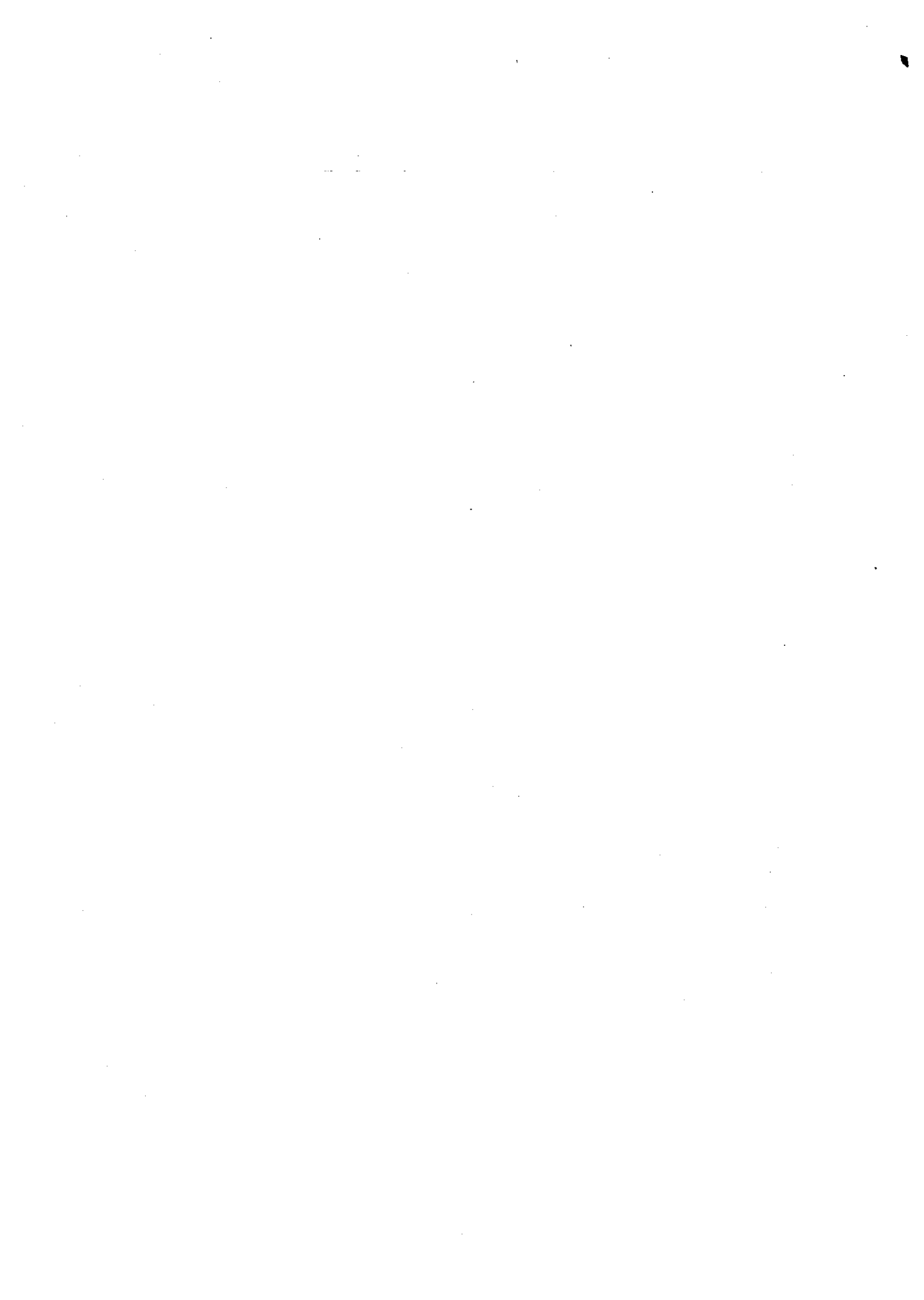
移動制限区域(半径10km)解除 搬出制限区域(半径10~20km)解除

- 発生農場の防疫措置完了から21日経過、清浄性確認検査陰性
- 農林水産省との協議を経て解除

制限区域を含めた防疫措置の終了







**空知総合振興局高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ
防疫マニュアル（概要版） 【抜粋】**

5 空知総合振興局対策本部における各部署所掌事務と機構図について

(1) 空知総合振興局対策本部

- 管内で異常家きんの通報があり、簡易検査の結果が陽性であった場合、関係各部署の情報共有など対策の円滑な推進を目的に、空知総合振興局対策本部を設置する。
- なお、本庁においても、人的物的支援等統括を行うため、知事を本部長とした北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部を設置。

空知総合振興局対策本部の主な所掌事務（指揮室を除く）

本部長（局長）	局内の防疫対応全体を統括する。また、必要と判断される場合、北海道警察方面本部、自衛隊、市町村等への協力依頼を行う。その他、知事等の出張対応や記者会見対応を行う。
副本部長（副局長）	本部長の補佐する。指揮室長
総務課	庁内全体における総合調整を行う。防疫措置などに要する予算を執行する。庁舎等の営繕関係（道所有不動産の利用、庁舎内の電源、電話回線等）の調整を行う。職員等の健康管理を行う。 私立学校における幼児、児童、生徒及び保護者の不安解消のための指導を行う。私立学校における家畜等及び飼育動物施設の飼養状況の再確認を行う。
地域政策課	報道各社との連絡調整を行い、プレスリリースや記者会見の対応を行う。また、道民への情報提供を行う。派遣される自衛隊との連絡調整を行う。
環境生活課	埋却場所周辺の公共用水域、地下水（水道水源及び飲用井戸を除く）及び湧水の水質検査を行う。※分析機関～試験検査課等 環境省と連携した野鳥鳥獣生育調査や飼育動物の飼養に係る相談対応を行う。消費者への情報提供、消費者の相談対応を行う。
社会福祉課	保健福祉施設等に関する調整を行う。
健康推進課	防疫作業員等の感染予防及びまん延防止対策を行う。
生活衛生課及び 食肉衛生検査所	と畜場、食鳥処理場等への注意喚起、不足する獣医師職員の派遣を行う。 畜肉・鶏肉・卵の流通状況の確認を行う。 埋却場所周辺の水道水源及び飲用井戸等の水質検査を行う。※分析機関～試験検査課等
商工労働観光課	食品流通、加工業者等食品産業関係者への情報提供、相談対応を行う。 観光関係団体に対する情報提供、相談対応を行う。 関連事業者等に対する相談対応を行うとともに金融対策を行う。
建設管理部	道道に消毒ポイントを設置する場合、申請された占有手続きへの対応を行う。
教育局	児童、生徒の感染防止など健康教育関係の事務を行う。

教育局	<p>高校における家畜等及び飼育動物の飼養状況の把握と飼養における指導及び注意喚起を行う。</p> <p>小・中学校における家畜等及び飼育動物の飼養状況の把握と飼養における指導及び注意喚起を行う。</p> <p>特別支援学校における家畜等及び飼育動物の飼養状況の把握と飼養における指導及び注意喚起を行う。</p>
方面本部・所管警察署	北海道警察本部内における連絡調整を行う。発生農場周辺のパトロールに係る調整を行う。消毒ポイントの設置に係る道路使用許可関係、車両誘導に係る連絡調整を行う。
農務課・普及センター	<p>対策本部の設置運営、庶務を行う。</p> <p>畜産農家に対する金融対策補助事業に係る相談対応、事務を行う。</p>
家保	発生農場及び疫学関連農場等の防疫対応全般を行う。

(2) 空知総合振興局指揮室

- 現地での防疫作業を円滑に進めるべく、指揮命令系統の明確化などを目的に、対策本部の下に指揮室を設置する。
- 指揮室は、大きく3つの班に分かれており、各班はそれぞれ複数の係で構成。

総合振興局指揮室の主な所掌事務

指揮室長 (副局長)	本庁指揮室の指揮室長と連絡調整を行い、総合振興局指揮室全体の統括を行う。
副室長	指揮室長を補佐する。
家保所長	防疫全体の指揮統括を行い、農場防疫班及び周辺農場防疫班を統括する。
産業振興部長 又は地域産業 担当部長	総合振興局内及び現地自衛隊との連絡調整を行い、防疫支援班を統括する。
地域創生部長 及び保健環境 部長	総合振興局内及び関係機関等との調整を行うとともに、総括・調整班を統括する。
室長補佐	指揮室長を含む指揮室幹部の補佐及び代理を行う。
班長	
農場防疫班長 (家保課長)	発生農場における防疫作業の進捗状況を把握し、防疫作業が円滑に進むよう農場防疫班に属する各係の作業を統括する。具体的には、各班の作業のタイムスケジュールの管理や班の交代を調整する。また、防疫作業で必要となる人員や防疫資材等について、防疫支援班長や総括・調整班長と協力し調整を行う。
周辺農場防疫 班長 (他家保課長)	防疫指針における発生状況確認検査、清浄性確認検査及び当該振興局内に所在する疫学関連農場の検査、防疫に係る作業を統括する。
防疫支援班長	集合施設において、発生農場や消毒ポイントなどの作業が円滑に進むよう、防疫資材の

(調整課長)	供給など所屬する各係の作業を統括し後方支援を行う。また、防疫作業で必要となる人員や防疫資材等について、農場防疫班長や総括・調整班長と協力し調整を行う。
総括・調整班長 (農務課長)	総合振興局指揮室において、発生農場における防疫作業が円滑に進むよう総括・調整班に属する各係の作業を統括する。

総合振興局指揮室における各班の主な所掌事務

農場 防疫 班	先遣隊 (計画)	発生農場での防疫措置を円滑に行うため、Stage 2 移行後、直ちに農場に立入り、飼養頭羽数など農場情報の事前調査を行うとともに防疫計画等の精査を行う。
	先遣隊 (受入)	発生農場での防疫措置を円滑に行うため、Stage 2 移行後、直ちに農場に立入り、休憩用テントやコンテナハウス等の設置、通行の遮断場所の確認、埋却場所の試掘を行う。
	農場統括係	発生農場において、殺処分等の防疫作業の進捗状況を把握するとともに防疫作業に係る問題を把握し、農場防疫班長と協議し対応する。さらに、協議し決定した内容を農場防疫班各班へ伝達、指示する。
	連絡調整係	発生農場内で殺処分等の作業をしている各班の連絡調整を行うとともに、現地指揮所(集合施設)、局指揮室との連絡調整も行う。
	撮影係	発生農場における防疫作業について、写真や映像を撮影する。撮影した映像等は、総括・調整班の広報・記録係に提出する。
	現地受入係	発生農場に設置したテント内において、受付事務を行い、防疫作業員を含む入退場者の防疫衣や長靴等の着脱の支援を行う。なお、埋却地が農場外の場合は、そこでも同様の作業を行う。また、支援作業では、清浄区域と汚染区域を意識した作業を心がける。
	資機材管理係	発生農場敷地内において、防疫支援班の運搬係から供給される防疫資材等を殺処分係等へ供給するとともに使用済みの防疫資材の回収、整理を行う。
	通行遮断係	家伝法第15条に基づき家保所長又は市町村長が実施した通行の制限又は遮断場所において、通行規制及び車両消毒を行う。この場合において、通勤・通学、医療・福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上でこれを認めることとする。
	家畜防疫員	発生農場の各畜舎における防疫作業の統括及び埋却地における埋却作業の統括を行う。その他次の2班を編制し対応する。
	原因究明係	農水省から、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会各小委員会に設置する疫学調査チームの派遣対応を行う。具体的には、感染経路究明のための必要な情報の収集及び整理並びに疫学調査チームと連携した現地調査を実施する。
	評価係	患畜等の殺処分の前に、3名の評価人による患畜等の評価を行う。
	殺処分係	患畜又は疑似患畜と診断された家畜等の殺処分を行う。殺処分は、動物福祉に配慮しつつ、家畜にあっては、薬剤、電殺器又は二酸化炭素ガス、家きんにあっては二酸化炭素ガス又は泡殺鳥機等により行う。また、臨床症状が確認されている畜舎を優先して行う。
	清掃・消毒係	殺処分が終了した殺処分係は、病原体の散逸を防止するため、畜舎等から家畜等の死体や汚染物品を搬出した後、畜舎等の清掃・消毒を実施する。また、敷地内及び使用した車両・機材なども併せて消毒する。

	埋却係	発生農場の防疫計画及び埋却計画を確認するとともに、先遣隊（受入）の試掘により確認された埋却場所を把握・確保する。また、事前に協定を締結している業者へ作業説明を行い作業状況を確認する。掘削完了後、殺処分した家畜等の死体や飼料・排せつ物等の汚染物品を埋却する。
	重機オペレーター	埋却係の指示に従い埋却作業に必要な重機を運転及び操作をする。なお、オペレーターは、協定を締結し資格を有する民間業者に依頼する。また、埋却作業に当たり、専門の見地から埋却係へ助言することができる。
防疫支援班	集合施設運営係	防疫作業員が集合し、防疫衣への着替えや休憩を取ったり、防疫資材を保管する場所として集合施設を設置する。また、人の動線を踏まえた資材の置き場所や健康診断の場所など集合施設のレイアウトを調整する。
	資機材調達・管理係	集合施設において、防疫資材の準備・配布、在庫の管理を行う。
	運搬係	集合施設から発生農場や埋却場所、消毒ポイントへの適時適切な資材の輸送、運搬を行い、防疫作業の支援を行う。
	健康管理・感染症対策係	職員等の精神的・身体的ストレス管理に係る対応を行う（健康管理）。 集合施設等における防疫作業員等の高病原性鳥インフルエンザ等に係る感染予防及びまん延防止対策を行う（感染症対策）。
	消毒ポイント係	病原体の拡散を防止するため、早期に消毒ポイントを設置する。消毒ポイントを設置する道路管理者（国、道、市町村等）に対し、占用申請手続きを行う。その際、発生農場周辺の道路状況や交通状況を考慮して適切な位置に設置し、畜産関係車両や防疫作業用車両が効果的に消毒される体制を整備する。
	連絡調整係	局指揮室、現地指揮所（発生農場）、市町村対策本部との連絡調整を行う。
	食事係	集合施設において、防疫作業員の食事の手配を行う。
総括・調整班	連絡調整係	総合振興局指揮室において、本庁指揮室、現地指揮所、市町村対策本部との連絡調整を行う。
	動員・班編制係	総合振興局指揮室において、防疫作業員の動員の調整、班編制作業を行う。
	輸送・宿泊・食事係	総合振興局指揮室において、防疫作業員や防疫資材の輸送手配、宿泊、食事の手配を行う。
	資機材調達係	総合振興局指揮室において、急きょ不足又はそれが見込まれる防疫資機材の調達を行う。
	広報・記録係	総合振興局指揮室において、対策本部や農場防疫班の撮影係と連携しつつ報道対応を行う。また、道民への情報提供や問い合わせ対応を行う。
	自衛隊連携係	総合振興局指揮室において、本庁指揮室の調整班の災害派遣調整班と連携しつつ、自衛隊との連絡調整を行う。
周辺農場防疫班	移動制限区域及び搬出制限区域の家畜等の飼養者に対する情報提供、指導等を行う。 発生状況確認検査及び清浄性確認検査を行う。	